

条例及び要綱等が都市河川の景観形成に及ぼす影響

呉高専 正員 小松孝二 呉高専 正員 竹村和夫
呉高専 正員 市坪 誠 呉高専 正員 山口隆司
呉大学 正員 今田寛典 ヒロコン 正員 加藤文教

1. 背景と目的

近年、都市環境におけるアメニティが注目され、地域特性を加味した景観に対する関心が高まりつつある。河川においても同様に親水性、美観性のみならず周囲景観との調和が求められている。ここで広島市中心部に位置する原爆ドーム及びその周辺（緩衝地帯）は昨年ユネスコの世界遺産に登録されたにもかかわらず、周辺建築物の景観調和に対する配慮が十分とはいえないことが指摘されている。

このような背景の中で本研究では、都市河川における景観形成手法の基礎的資料を得るために、規制・要綱等が都市河川の景観形成に及ぼす影響について検討を行った。つまり、広島市内における河川景観に対する法制度の把握を行うとともに河川景観及びその周囲景観の現況調査から景観特性を把握し、今後の都市河川の景観における方向性について検討を行った。

2. 現地調査の概要

本研究は太田川の一派川である元安川を対象としている。河川沿岸の建物景観の現況把握を行うために、建築構造物を主対象とする写真撮影を行った（72枚）。ここで撮影条件として晴天時に対岸の上流側及び下流側それぞれに対対象景観が横に少し重なる程度2枚1組の景観把握を行っている（視野角 60 度、視点高さ 160cm）。また、「水の都整備構想」をもとに元安川は3つの河川空間（「良好な住環境を形成する水辺空間」、「賑わいの場を形成する水辺空間」及び「都市の顔を形成する水辺空間」）から景観整備が行われるため、それぞれの河川空間ごとに景観特性の把握を行った。そして、景観構成要素（主に建築物の看板や公園の緑地等）が写真全体に占める面積を占有率で示した。

表1 元安川に関する条例等

名 称	主 体 者	施行年	目的・趣意方向	対象地域/対象	内容・行為の規制	罰 則	条例間の関わり
広島市都市計画	広島市/ （都市計画局都市計画 部都市デザイン室）	昭和56年	広島に存在する多くの川、周辺部の山々、瀬戸内海に浮かぶ美しい島などの景観要素を取り上げ、市民と行政が一体となって、時間をじっくりかけて、あたかも自然に発生したかのような個性あるまちを目標とするものである。	広島市/ 山形、山間部の農地、河川（太田川等）、海岸、建築物、道路、公園、工業地、雑草等	山形、農地の保全、公園、緑地の整備、河川緑地の確保、自然海岸の保全、建築物のデザイン、色の規制、工場周辺の緑化、優れたデザインの橋の保全等	本計画における緑地地区や風致地区においては保全法による制限を受ける、条例による許可が必要となる、その他、一定規模以上の面積の開発については法的規制等を受ける。	水の都整備構想
平和大通り沿道建築物等景観形成要綱	広島市/ （都市計画局都市計画 部都市デザイン室）	昭和58年	広島市都市計画に基づき、広島市を象徴する平和大通りの沿道地区について、建築物等の景観形成をはかる上で必要な事項を定め、良好な都市景観を形成する。	広島市内/ 建築物、工作物、屋外広告物、屋外駐車場、日除けテント、その他	新築、増改築、修繕、模様替え、屋外広告物が掲出する物件の設置	強制力、罰則等なし	平和大通り地区地区計画、総合設計制度
水の都整備構想	建設省/ （太田川工事事務所調査設計課） 広島県/ （土木建築河川課） 広島市/ （都市計画局都市計画 部都市デザイン室）	平成元年	長期的な水の都整備の方向性を示し、広島においてまちづくりと一体化となった水辺をつくるため、さまざまな施策をあげたもの。	広島市内/ 太田川（デルタ地域）	水の都にふさわしい水辺の整備づくりを行うとともに、環境の整備や空間デザインの検討等を行う。	強制力、罰則等なし	広島市都市計画
リバーフロント建築物等景観形成協働制度	広島市/ （都市計画局都市計画 部都市デザイン室）	平成元年	川や海に沿った地区を、より美しく、快適に、魅力あるものにし、河を潤した良好な住宅の建設を促進する。	広島市内/ 高さ3m以上の建築物、川・道路・公園等を介して面する3階建て以上の建築物、5階建て以上の建築物、面積1,000㎡を超える工場用地の建築物等	新築、増改築、修繕、模様替え、屋外広告物が掲出する物件の設置等	強制力、罰則等なし	水の都整備構想
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	広島県/ （林務部緑景課）	平成4年	景観形成施策に同じ必要な事項を定め、快適で魅力ある国土・広島県の創生に寄与する。	広島県内/ 建築物等、その他	新築、増改築、修繕、模様替え、屋外広告物が掲出する物件の設置、土石等の採取、土地区画形成の変更等	景観指定地域において、知事は行政指導等（指導、助言、要請）をすることができ、それに従うよう働き、従わない場合は、公表することもある。また、行為の無届出、違反の届けについては、6万円以下の罰金に処する。	県の条例と同等の条例を定めた市町村のうち、知事が指定する地域については、景観指定地域、大規模行為に関する規定は、不適応とする。
原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等景観形成要綱	広島市/ （都市計画局都市計画 部都市デザイン室）	平成7年	平和を象徴とする原爆ドーム及び平和記念公園の周辺地区において国際文化都市の象徴にふさわしい景観の形成	広島市内/ 建築物、工作物、屋外広告物、屋外駐車場、日除けテント、その他	新築、増改築、修繕、模様替え、屋外広告物が掲出する物件の設置、平和記念公園からの景観に影響を及ぼす恐れのある行為	強制力、罰則等なし	本制度と上記平和・（景観）とに重複する地区内の届出は本制度を優先させる。本制度と上記9A・7021・（制度）とに重複する地区内の届出も本制度を優先させる。

3. 結果と考察

3.1 都市河川景観に対する法規制

表1は広島市域の景観に関連する条例及び要綱等である。平成4年に施行された「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（広島県景観条例）」は、広島県及び広島市の調整により広島市域内は適用外となっており、広島市域内全体の都市景観における基本的な方向性は「広島市都市美計画」による。デルタ市街地における河川沿岸の整備等については「水の都整備構想」によって進められるとともに、河川沿岸の建築物等は「リバーフロント建築物等美観形成協議制度（以下『リバーフロント』と略記）」によりその色及びデザインの協議を行うことが理解された。また、平和大通り周辺及び原爆ドーム周辺については、それぞれ「平和大通り沿道建築物等美観形成要綱（以下『平和大通り』と略記）」及び「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱（以下『原爆ドーム』と略記）」を定めて良好な都市景観の形成を図っている。特に上記景観に関する法制度の重複する地区は、『原爆ドーム』、『平和大通り』、『リバーフロント』の優先順位により適用されることが把握された。

3.2 都市河川景観の実態調査

紙面の都合上、ここでは原爆ドーム及び平和公園を含む「都市の顔を形成する水辺空間」における元安川沿岸の景観構成要素の把握を行う。図1は緑及び看板の視野内占有率である。これより、緑占有率は右岸（平和公園側）、左岸（原爆ドーム側）それぞれの上流、下流ともに同程度となり、両沿岸とも同様の植樹による緑化が図られていることが理解できた。また、看板占有率は右岸で0.1%前後、左岸で約3.8%となり、近接する背の高い建築物の看板は植樹上部に目立つ存在であることが理解できた。特に左岸における原爆ドームの視野内占有率は2.5%であることから原爆ドームに対する看板の占有状況が1.5倍強であることが把握された。看板の色彩も原色の青及び赤が用いられ、原爆ドームが主対象となる都市の顔（空間）として景観調和のバランスがくずれていることが理解された。

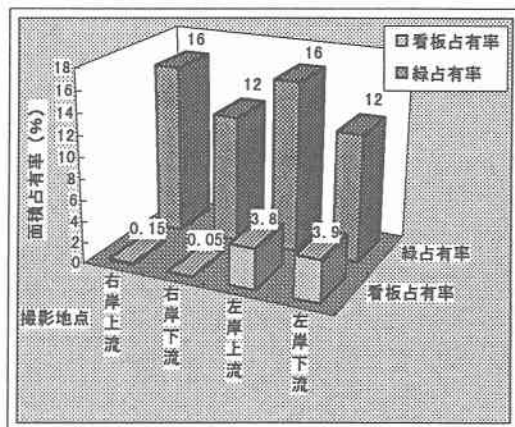


図1 緑及び看板の占有率

周辺景観を指導する際、一番拘束力のあるべき『原爆ドーム』は罰則規定がない上、新築や増築以外の既存建物には適用されない。また、文化庁は今回の世界遺産の登録を機に新たな規制、保護措置はとらない方針でいる。これより、元安川左岸は良好な景観形成を図る上からも今後、広島市、建物所有者及び周辺住民からの問題点の解決が求められた。

4. 結論

これまでの結果を総合することにより以下のことが明らかになった。

- 1) 広島市域内における都市河川の景観形成に関する条例において「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」が他の条例に対し優先されることが把握された。
- 2) 都市（広島市）の顔を形成する水辺空間において、左岸の看板の視野内占有率は原爆ドームに対し約1.5倍高いことが把握された。
- 3) 良好な景観形成を図る上からも既存建物に対する指導等に関する問題点が把握された。

【謝辞】

本研究を行うに際し広島市・前川豊氏にご協力頂きました。また本研究の一部は土木学会中国支部ちゅうごく土木みらい委員会平成8年度自主研究によりました。付記して謝意を表します。